

平成30年度
町政執行方針



平 取 町

平成30年第2回平取町議会定例会にあたり、私の町政執行に臨む基本的な姿勢と取り組む施策の一端を申し述べ、議員各位をはじめ、広く町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

私は、これまで「町民が健康で豊かに安心して暮らせる町づくり」を目指して、全力投球してまいりました。

この間、政治や経済が大きく変動する中で、平取町を取り巻く環境は、厳しい状況にあり、これまで様々な問題に直面しましたが、町議会議員の皆様をはじめ、町民の皆様のご理解をいただきながら着実に町政を推進できたことに対しまして、心から感謝申し上げる次第であります。

さて、わが国の経済は現在、政府の経済政策により回復の基調にあるとされていますが、消費マインドの低下などにより、国内消費は低迷し、近年の公共事業の減少も相まって、とりわけ地方においては依然として厳しい経済状態が続いています。

特に地方における人口減少と少子高齢化の進行によって、町は様々な取り組むべき重要な問題に直面しているのも事実であり、私は、これらの課題に対し懸命に向き合いながら、自立への道をさらに強化するために、産業の振興、交流人口の拡大、介護や福祉の充実、健全な財政運営など、これまでの取り組みをさらに前へ押し進め、当町の財産である「豊かな自然と輝く大地」を次の世代へしっかりと引き継ぐために最善を尽くす所存です。

そして、「平取町自治基本条例」の理念である「情報共有」と「住民参加・協働」のもと、きめ細かい住民意向の把握と十分な議論を経て策定した「第6次平取町総合計画」を基礎として、平成30年度各会計予算案を編成し、議会に提案したところであります。

平成30年度一般会計予算額は、60億2,700万円で、平成29年度当初に比べ2.1%減少し、各特別会計を含めた予算総額は、96億4,663万3千円で、1.2%の増加としております。

次に、主要な施策について、「第6次平取町総合計画」のテーマ順に、以下申し述べます。

I. 健やかに暮らせるまちづくり

第1 保健・健康づくりについて

「自分の健康は、自分でつくり、自分で守る」という自己意識の涵養のもと、自ら積極的に健康管理が行えるような啓発活動等を通じて、健康診査の受診率向上に努めるとともに、フッ化物洗口をはじめとする歯科保健事業の実施など、総合的な健康づくり活動の推進により、町民が生涯にわたり健康で安心して生活ができるよう、保健事業の充実を図ります。

また、食と健康の意識向上、ニシパランチをはじめとする地産地消の推進を図るため、「食は人を育み、地域を育てる」の基本理念のもと、各関係機関との連携を図り、町民一人ひとりが食を通じた健康づくり

を目的に知識を学び実践できる力を育ててまいります。

第2 医療の充実について

国民健康保険病院の運営は、医療体制の維持、確保を最優先に振内診療所の運営も含め、医療サービスの提供に努めます。

医師体制は、常勤医による内科、外科診療と非常勤医師による専門診療の循環器内科、皮膚科並びに「ものわすれ外来」の診療を継続し、救急診療は、外部医師の応援を得ながら引き続き体制の堅持に努めてまいります。

平成29年度に着手した病院の改築工事については、平成30年度に建物の完成となりますが、平成31年春期に外溝整備を行い早期の供用開始を行います。

今後も地域の病院として、より多くの方に来院していただけるよう経営努力をしてまいります。

第3 社会保障について

平成30年度からの国民健康保険は、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保など国保運営における中心的な役割を担うこととして制度の安定化が図られ、市町村はこれまでどおり、地域住民と身近な関係の中、被保険者の実情を把握した上で、資格管理、保険給付、保険料率の決定、賦課徴収、保健事

業等のきめ細かい事業を行います。

また、平成30年度からの「第3期特定健康診査等実施計画」及び「第2期国民健康保険保健事業実施計画」（データヘルス計画）に基づき、引き続き特定健診受診率向上への積極的な取り組みや、疾病の早期発見、生活習慣病予防による町民の健康保持増進やジェネリック医薬品の使用促進などを通じて、国民健康保険事業の健全な運営に努めてまいります。

後期高齢者医療制度については、高齢化率の上昇とともに医療費の増加傾向が続いており、今後も団塊の世代の加入により給付の増加が予想されますので、健診事業の推進により病気の重篤化防止を目指し、医療費の抑制に努めるとともに、「北海道後期高齢者医療広域連合」と連携を図り、被保険者が安心して医療を受けられる保険財政の運営に努力します。

介護保険は、介護が必要になった高齢者を社会全体で支える制度ですが、当町の高齢化率が33%を越えるなか、介護サービスを利用する方が年々増え続けています。

平成30年度から新たに始まる、「第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画」をもって、介護サービス利用者が安心して介護が受けられるよう、介護給付費の適正化と安定的な保険財政の運営に、さらに努めてまいります。また、保険給付費の伸びなどから、1号被保険者の基準保険料を月額1,300円引き上げ、4,800円とする方針であ

ります。

なお、地域のニーズに合わせて様々なサービスを今後も実施してまいります。特に地域支援事業として、町内の事業所に委託して実施するリハビリ訓練などの機能改善プログラムのさらなる充実や、平取町社会福祉協議会との連携による、在宅高齢者の総合相談窓口の設置なども新たに行ってまいります。

国民年金については、やがて訪れる老後における生活安定の一助であることから、日本年金機構若小牧年金事務所等と連携を密にし、町民に対し制度等の周知、普及啓発に努めてまいります。

第4 子育て支援について

子育て支援については、すべての子どもが健やかに成長できる社会の実現を目指した「子ども・子育て支援事業計画」の策定から、すでに3年が経過しました。

5ヵ年にわたるこの計画は、社会全体で子育て支援をしていくため、行政・地域・企業・家庭・学校・保育所などの社会の広い分野の構成員が、それぞれの果たす責務と役割をもって、次世代の社会を担う子ども一人ひとりを応援するためのものであり、子育てにかかる経済的負担の軽減や安心して子育てができる環境整備のための施策など、総合的な子ども子育て支援の充実に努めてまいります。

その一端としまして、平成30年度より、子どもの成長を詳細に記

録し、乳幼児期から学校卒業まで長期的な視点で支援を行う「子育てファイル」の取り組みを新たに進めてまいります。

また、誰もが安心して子どもを産み育てられる環境づくりを目指し、妊婦健診・両親教室・乳幼児健診や各種予防接種など必要な母子保健事業の充実を図るほか、さらに引き続き第1子からを対象とした「すこやか赤ちゃん誕生祝い金」の支給、不妊治療に係る助成制度により、子育て家庭と赤ちゃん誕生を望む世帯に対する支援を進めるとともに、安心して子育てができるように、乳幼児の医療費助成、小・中学生の医療費の実質無料化を引き続き実施してまいります。

さらに、幼児期は、様々な体験・学習を通して生涯にわたる人格形成の基礎をなす重要な時期であることから、これを担う保育所は、子育て支援には欠かせない施設であります。

社会福祉法人が開設する常設保育所に対し、引き続き保育士特別枠配置支援を行うとともに、町が開設するへき地保育所の維持・修繕、安全対策を施すなど、子どもが健やかに育ち、安心して保育できる環境整備を図ります。また、保育料についても、子育て世帯を支援するための負担軽減措置を継続します。

児童館は、様々な事業を通じて子どもの健やかな成長を促す施設であることから、子どもの遊び・生活の援助と地域における子育て支援など、一層の活動内容の充実に努めます。

また、放課後児童クラブは、保護者の就労支援と放課後の適切な遊

びと生活の援助を提供しますが、対象学年の拡大に伴い受け入れできる人数も限られるため、将来的にすべての児童を受け入れできる方策について十分検討してまいります。

児童虐待防止対策は、虐待の要因は多岐に渡ることから、行政・病院・学校・保育所・警察など地域における関係機関及び町民との幅広い連携により適切な措置を講ずる必要がありますので、要保護児童対策地域協議会による各関係機関との連携体制により、引き続き効果的な運営を進めながら、発生の予防及び早期発見と早期対応に努めるとともに、児童相談所の権限や専門性と連携を図りながら、密接に情報を共有し、有効な対応を行ってまいります。

子ども発達支援センターは、発達の遅れの「気づき」があった初期の段階から発達相談や指導を行い、必要な支援につなげるための子どもと家族、保育施設、学校等をサポートする機関であり、併せて、障害児通所支援事業所として子どもの状況に寄り添いながら、将来的な自立に向けた効果的な療育・発達支援事業も展開し、今後も、身近で安心して地域において気軽に発達支援を受けられる施設として、さらに環境の整備に努め、引き続き日高町と広域で運営を行ってまいります。

ひとり親家庭対策については、医療費の助成、児童扶養手当の受給進達及び母子会の活動並びに相談体制の充実等を図るため、社会福祉協議会や関係機関等との連携のもと、生活と自立を支援してまいりま

す。

第5 高齢者支援について

高齢者支援は、要介護状態になっても、住み慣れた地域でいつまでも安心して自分らしい生活ができるよう、地域包括ケアシステムの構築に向けて、住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供するための各関係機関との密接な連携が、より一層求められています。

特に、団塊の世代が75歳以上となる2025年に向け、さらに必要な措置を講じなければなりません。

このようなことから、時代のニーズに対応した介護予防・日常生活支援総合事業により、高齢者自身が気軽に参加できる住民主体の通いの場の充実、ボランティア活動の支援や身体機能回復訓練など、様々な事業を展開していくほか、将来に向けた高齢者関連施設の整備について総合的に検討してまいります。

さらに、医療と介護の切れ目のない提供体制を構築するため、在宅医療・介護連携推進事業の実施や認知症総合支援事業を進め、認知症初期集中支援チームによる早期の対応など高齢者の生活支援を行うとともに、町内の各関係機関との連携のもと、高齢者虐待防止の効果的なネットワーク構築に向け、さらに取り組みを進めてまいります。

また、社会福祉法人平取福祉会が運営する「びらとりディサービスセンター」については、引き続き利用者及び介護者の立場に立った質

の高いサービス提供のため、引き続き運営費の支援をしてまいります。

第6 障がい者支援について

障がいのある方が、住み慣れたこの地域で自立した社会の一員として、生きがいを持ち安心して生活ができるよう、地域における障がい者への理解と、受け入れを促進するための啓発とともに、地域の社会資源を有効に活用し、引き続き障害福祉サービスの提供や地域生活支援事業の充実を図りながら、障がいのある方もない方も、ともに暮らしやすい地域社会の実現を目指してまいります。

とりわけ社会生活上不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のための「移動支援」を拡充し、障がい者が安心して外出し、社会生活を送るための環境づくりを進めるとともに、障害者総合支援法に基づき、障がい者個々の能力や適性に応じて自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービス提供の指針となる新たな「第5期平取町障がい福祉計画」及び「第1期障がい児福祉計画」を基本に支援を進めてまいります。

第7 アイヌ福祉とアイヌ文化の振興について

国は、アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会からの報告書をもとに、福祉分野を含む総合的なアイヌ民族政策を具体化するための作業を進めています。

当町においては、「平取町アイヌ文化振興基本計画」を指針として、平取町アイヌ文化振興推進協議会、平取町地域活性化協議会での協議を重ね、「平取町地域再生計画」の各種事業の様々な組み合わせによるアイヌ文化振興をはじめとした総合的な政策の実施により、「地域資源をいかした持続的な産業創造」を図り、2020年に一般公開される民族共生象徴空間の「広域関連区域」としての当町の役割を果たしながら、生業に結びつき息づくアイヌ文化の継承と生活基盤の安定を目指します。

また、アイヌ子弟の教育支援対策として北海道などが支援している高校及び大学等の修学援助について、申請などを円滑に進めるため事務の支援を行うとともに、雇用対策と技術習得を図る機動職業訓練の受託についても業務が円滑に進むよう支援してまいります。

併せて、住宅環境改善対策として、住宅改良資金貸付金を引き続き予算計上したところであります。

アイヌ文化振興・研究推進機構が、当町で先行的に進めているイオル再生事業については、これまでの事業実施経過について、高い評価を得ております。

同機構が定める平成28年度から平成32年度の「中期的展開方針」では、当町での各種事業が計画されており、この方針に沿って、関係機関・団体と十分な連携を図りながら、事業を展開してまいります。

また、伝承活動の基盤として整備している「コタンの再現空間」・「イオルの森」・「水辺空間」においては、体験交流事業などを通じて多くの方々がアイヌの伝統文化に親しめるような事業を実施してまいります。

アイヌ文化環境保全対策事業については、北海道開発局から引き続き受託する沙流川流域地域文化調査業務を柱として進めていく予定となっておりますが、平取ダム本体工事の進捗と並行して文化環境の保全対策に向けた取り組みが本格化していることから、このための業務を関係団体と連携を強めながら精力的に推進してまいります。

また、貴重な文化的所産と文化資源の保全活用を図る一環として、「AOTORA」をはじめとする石資源についても平取アイヌ協会及び関係機関との協調のもとに調査を進めながら保全・活用を検討してまいります。

平取町アイヌ文化情報センターにおける情報発信機能については、従来のイオル再生事業及び博物館等のアイヌ文化資料の情報発信に加え、引き続きアイヌ文化博物館と連携し、海外ゲストとの文化交流の場としても積極的に活用するとともに、北海道初の伝統的工芸品や地域文化保護・保全対策についての情報発信の充実に努めます。

シシリムカ文化大学は、町民などが体系的・継続的に学習を重ねアイヌ文化への理解の促進と普及啓発を図ることを目的に開講し定着化が図られておりますが、貴重な伝統文化を次世代へ確実に継承する

ために、幅広い層の学習参加となるよう、さらに充実を図ってまいります。

また、現地体験宿泊型「大地連携ワークショップ」を引き続き開催することで、道内をはじめ道外の大学生及び大学関係者に対し、広くアイヌ文化を理解してもらうとともに、町のPRや普及啓発の取り組みを進めてまいります。

二風谷地区のアイヌ伝統的工芸技術は、高い評価を得て現在も受け継がれておりますが、伝統工芸家は減少し、後継者の育成が喫緊の課題となっております。

平成25年3月に「二風谷イタ」と「二風谷アットゥシ」が経済産業省から北海道初の「伝統的工芸品」の指定を受け、国・町の支援のもとに後継者の創出や需用開拓などを実施していますが、平成30年度より新たに町独自の人材育成制度を実施し、工芸品の販路拡大や後継者の育成を図ります。

また、平成29年度に建設に着手した新・平取町民芸品共同作業場については、平成30年度に外構工事、木工機械等の設置などを進め、伝統工芸品の製作過程の実演・展示、体験交流、伝統技術・技法の継承と工芸家の育成、アイヌ伝統工芸品の製作及び新たな工芸品の開発・製作の場として活用し伝統工芸に係る産業の振興を図ります。

また、「二風谷アイヌ文化博物館」・「萱野茂二風谷アイヌ資料館」と民芸店を結ぶ地域を「匠の道」と命名し、着地型観光の形成による

販売促進の基盤づくりも行っており、さらなる伝統的産業の振興を図るべく予算計上したところであります。

第8 地域福祉について

町民だれもが地域で安心して自立した生活を送るため、地域での支援体制の確立が求められています。生活困窮家庭やひとり親家庭、障がいのある方の家庭や高齢者世帯などへの支援のほか、地域福祉を推進する人材の育成・確保が急務とされ、民生委員児童委員や協力事業所などによる見守り活動、青少年などの更生保護業務を担う保護司活動、基本的人権の擁護を図る人権擁護委員活動の充実を図るとともに、福祉の中核を担っている社会福祉協議会や関係団体との連携を密にし、総合的な福祉向上を進めてまいります。

特に、住民主体となる地域ボランティア活動等を引き続き支援するために、平成30年度から新たに、高齢者も含めた地域貢献による生きがいづくりを支援する「ボランティアポイント制度」を実施するほか、権利擁護として、町内の各関係機関との連携のもと、町内の有識者の協力を得ながら、成年後見の相談・支援体制の構築を図ってまいります。

また、日常生活の利便と健康増進を図るために平成29年度から始めた高齢者及び障がい者などへの外出支援を行う社会福祉バスの運行につきましては、さらに実地検証による改善を図りながら、地域福

社の向上にさらに取り組んでまいります。

Ⅱ. 活力を生むまちづくり

第1 農業の振興について

トマト・和牛・水稻をはじめとする農業は、平取町を支える基幹産業として当町の発展振興に大きく寄与しております。

特に、昭和47年に6戸の農家からスタートした「びらとりトマト」は、平成30年度には164戸の農家で113.9haの作付けを予定しており、販売高も平成29年は43億6,385万円と過去最高になっています。

しかし、右肩上がりで増加した作付面積は、ここ数年微増減を繰り返しており、道内有数の生産団地は「規模拡大」から「生産量維持」の時代へ移りつつあります。

平成29年は、第1選果場の機動力を向上させるため、補助事業で選果機を更新したことにより、高機能カメラによる規格・等級の選別が可能となり、労働力の軽減と選果効率の向上が見込まれております。引き続き平成30年度において、第2選果場に第1選果場同様のカメラを設置することで、両選果場の選果基準を統一し、より効率的な運営が可能となります。

北海道内における「びらとりトマト＝ニシパの恋人」は、産地としてだけでなくブランドとしても大きく定着しており、多くの先輩の苦

労の上にこの成果があるもので、年間40億円を越えるトマトの販売高が地元経済に対して大きな波及効果を生んでいるのも事実であります。

「規模拡大」から「生産量維持」の時代に「産地維持」にむけて町として引続き応援するとともに、「行政・農協・企業・町民」の町全体で「トマトによるまちづくり」について、以前活動した「トマトの里づくりプロジェクト」を参考にしながら再度検討してまいります。

平成29年の水稲は、生産量（規格外含む）42,528俵、1等米比率91.8%となり、平成26年以来の豊作となりました。平成28年度には「ゆめぴりかコンテスト」で最高金賞を受賞するなど近年は品質でも高い評価を得ております。

水田対策としては、北海道米は現在その食味や食の安全・安心において全国的に高いレベルにあります。高齡化・担い手不足や農作業機械、施設・設備の老朽化により作付面積の維持が非常に厳しい状況となっていますので、国の対策等も取り入れ、各関係団体とも協力をしながら、経営の安定化を図り、「地産地活（地消）」に力を注ぎ、美味しく売れる米づくりを応援してまいります。

また、平成29年に町内で栽培した酒米で醸造した日本酒が6月に出来上がります。多くの町民の皆さんに飲んでいただき、平取町の新たな特産品となるよう取り組んでいきたいと考えています。

農地の維持・保全対策として実施している中山間地域等直接支払

交付金事業については、第四期対策の4年目に入りますが、引き続き全町一円で耕作放棄地の防止対策活動を推進してまいります。

また、「経営所得安定対策事業」及び「道営農地整備事業（中山間地域型）平取南地区」の事業実施につきましては、地域をはじめ農業関係者や受益者等と十分協議を重ねながら事業をさらに推進してまいります。

平取町農業の大きな課題となっている担い手育成対策については、農業者就農促進対策事業、新規参入者就農促進対策事業及び国の農業次世代人材投資資金の活用を引き続き進めてまいります。

新規参入者就農促進対策事業については、平成30年度は2戸の新規参入希望研修生を受け入れ、新規就農者の就農時における負担の軽減を図るべく、農地の確保とハウス整備を行います。

就農農地については、地域の就農支援組織と連携して選定を進め、北海道農業公社による農地保有合理化事業を利用した取得を支援してまいります。

ハウスについては、北海道の地域づくり総合交付金と町の補助金を組み合わせ、びらとり農協と連携したリース型農場の整備を引き続き平成30年度も予算計上したところであります。

また、平成30年度は「第三者継承」に近い形で新規参入者を1戸進めて参ります。先祖伝来の土地を縁も所縁も無い方へ継承する難しい取組ではありますが、今後の新規参入者の受入方法のひとつとして

丁寧な対応で取り組んでまいります。

現在の新規就農システムで対応できていない独身の就農希望や被雇用者として農業に従事を希望している者等を受け入れ、産地維持を図る「雇成型就農システム」につきましては、引き続き、関係者が集まる農業協議会を中心に検討してまいります。

畜産関係では、肉用牛については素牛市場価格が依然高値で推移しており、繁殖農家の経営を潤しております。しかし、肥育牛の素牛導入農家としては、採算割れが危惧されており、厳しい経営状況にあります。

その中で「びらとり和牛」の出荷頭数の維持拡大・ブランドの確保を図るため、平成30年度「優良肉用牛繁殖雌牛定着化事業」は25戸50頭分を、「繁殖素牛導入事業」では10戸分を、「肥育牛上物出荷支援金交付事業」は、A5＝100頭、A4＝30頭分を予算計上し、肉牛農家の経営支援を強化して、一層の品質向上・生産性の向上を図ってまいります。

また、平取町とびらとり農協が出資・経営する平取町畜産公社が「びらとり和牛」のブランド維持に果たす役割は大きなものがあります。平成29年度より畜産公社が取り組んでいる「肥育牛拡大計画」に基づく施設等の整備や特に肥育牛の増産について引き続き支援してまいります。

当町の酪農振興のためには良質な生乳の生産及び将来に希望の持

てる農業経営のために、乳牛検定組合への支援を継続するとともに、SARU酪農ヘルパー組合への助成額を増額し、酪農家の過重労働の軽減に当たってまいります。

また、日・EU EPA協定に対応する国の補助事業や畜産クラスター事業等に対応していくよう農業者・関係機関と連携を密に取りながら施策の推進を図ります。

口蹄疫や鳥インフルエンザをはじめとする家畜伝染病に対しては、町の家畜自衛防疫組合を中心に、関係する機関と連携しながら迅速な防疫対応に努めます。

鳥インフルエンザは、今シーズン香川県の農場で1例の発生が確認されています。北海道では、現時点で発生は見られておりませんが、当町としては常に危機意識を持ちながら情報の収集などにあたりるとともに、家畜保健衛生所と連携を取りながら予防・防疫体制を引き続き図ってまいります。

軽種馬振興については、強い馬づくりの環境整備を図るため、生産者及び関係団体と協議してまいります。

また、「ホッカイドウ競馬」は、5年連続の単年度黒字が見込まれており、平成29年度80日間900レースの売り上げは246億4,121万円と前年対比21.1%の伸びで、門別開催に移行してから過去最高となっております。引き続き日高管内関係団体等と連携するとともに、平取町軽種馬振興会が主管する「ホッカイドウ競馬びらと

りDAY」の開催を支援します。

平成30年度は、北海道大学農学院及び農学部と農業関係をはじめ、学術・地域づくり・教育・文化等の振興を図ることを目的とした連携協定を締結して5年目に入ります。

引き続き、北大生の農業実習の受け入れや農業調査に協力しながら、「北海道大学」というブランドと研究能力を地域産業の発展に結びつけるよう運営を進めてまいります。

なお、「米国を除く11カ国による環太平洋連携協定(TPP11)」や「日本と欧州連合との経済連携協定(EPA)」における農林業への影響は、先日北海道が発表した道内農林水産業への影響試算でも、生産額が最大824億円減少すると報告されており、2次・3次産業への波及効果を考えると影響はさらに大きくなると懸念する声もあります。農業者の不安を払拭するためにも農協とともに国の政策を注視しながら、対応する補助事業を活用してまいります。

第2 林業の振興について

森林は、環境への負荷の少ない優れた素材である木材の供給や、安全な国土の形成、生活環境の保全、安らぎや憩いを得る場として豊かな生活へ寄与するとともに、地球温暖化防止にも貢献するなど私たちの生活と密接に関わっております。農林業の第一次産業は地域経済の土台であり農業と同様、林業の振興にも力を注いでまいります。

町民の財産である町有林は、6年目に入る「循環型経営」を引き続き推し進め、40年を超える人工林の更新を図りながら「皆伐・植林・下刈・除伐・間伐」の年間事業量の安定化による地域雇用の定着を図り林業の維持・発展を目指します。

平取町森林整備計画及び森林経営計画に基づき行われる民有林整備については、森林所有者の森林整備意欲の増進を図るため、「民有林活性化事業補助要綱」により「植栽・下刈・枝打・除間伐」等の経費負担軽減策を引き続き講じてまいります。

また、地域林業経営の要である沙流川森林組合の経営基盤の安定を図るため、引き続き町として支援をするほか、林業事業体で働く人の高齢化は、他産業同様進んでおり、新しい林業人を期待し本年度新たに「地域おこし協力隊」制度を活用してまいります。

林道整備については、4年目に入る「その他林道オユンベ線」改良事業の「法面整備工」と、林業専用道につきましては、新規路線としてヌトップ地区に2路線の全体設計費を予算計上したところであります。

地域の森林・木材産業の安定化を図るため、地域で生産された木材を地域で消費する「地材地消」の取り組みとしては、「カラマツ材利用促進事業」を引き続き実施するほか、豊かな自然環境を守り育てるための植樹活動として、植樹祭を開催するとともに、緑化木の配布についても実施してまいります。また、木育の推進から子どもたちに木

の温もりに触れてもらう「ウッド・スタート」を平成30年度から検討・実施してまいります。

さらに、当町の豊富な森林資源の有効活用をどのように図っていくか、森林整備計画推進会議において引き続き検討します。

第3 商工業の振興について

我が国の経済は、これまでのアベノミクスによる施策の実施により緩やかな回復基調が続いているといわれていますが、地方にまで経済効果が波及するには至っておらず、依然として地方においては人手不足感が高まる中で、いまだ経済成長を実感できていない厳しい状況が続いております。

当町においても少子高齢化や人口減少が続いており、商工業を取り巻く状況は依然として厳しいため、引き続き子育て支援とタイアップした「金券発行事業」を実施してまいります。

商工業においては、後継者の育成確保については、喫緊の課題となっており、後継者が安定的な経営を営めるよう、店舗改装や空き店舗の改修等の設備投資の支援や経営研修の実施、担い手づくりや地域商品券事業、商店街美化事業、地元購買促進事業などに予算措置をしたところであります。

さらに創意工夫を重ねながら商工会と協力しながら事業者の自発的な取組による魅力化や連携づくりを支援します。

また、他との差別化を図るため当町の持つ食材と地域資源を活用した魅力ある商品開発の取り組みへの支援については、関係機関等とも話し合いを進め、商工業の振興発展に努めるとともに、中小企業者の運転資金・設備資金等の町特別融資制度の活用を促進し、経営の近代化等経営基盤の強化を図ります。

なお、現在実施している「平取町起業化支援制度」については、企業誘致や雇用の確保対策として、町内で成長性・独創性のある内容で起業する方を対象に引き続き支援します。

振内地区、貫気別地区における商店街活性化につきましても、各地域及び関係団体と連携を密にしながら協議し対応してまいります。

第4 観光の振興について

当町を訪れる観光客は、平成28年は記録的降雨や複数の台風上陸等の影響により減少しましたが、平成29年度は概ね天候にも恵まれ、各イベントやびらとり温泉「ゆから」、二風谷ファミリーランド等の集客も合わせ、入込数は好転しつつあります。

平成29年度は、札幌大通公園での「オータムフェスト」への出店、サッポロビヤガーデン「ふるさとステージPR」、真駒内セキスイハイムスタジアムでの「イチオシまつり」、サッポロファクトリーで開催した「びらとりトマト・和牛フェア2017」など町と特産品のPRを実施しました。

また、町の公式マスコットキャラクター「ビラッキー」は、町内外の各種イベント等で町のPRに役立ちましたので、平成30年度も積極的に町の宣伝のために活躍させてまいります。

当町の代表的なイベントである春の「すずらん観賞会」、夏の「チプサンケ」、秋の「沙流川まつり」、冬の「全道PKグランプリ」は、道内外での認知度が高まっており、平成30年度もこれらのイベントを柱として、観光資源を活かした町のPRに努めます。

びらとり温泉「ゆから」は、オープン後4年が経過しましたが、多くの方々に来館していただいております、町民の皆様には憩いの場として、また、町外からのお客様には町の観光や文化、地場産品を知っていただく拠点施設としての役割を担っております。

現在、再整備事業を進めている二風谷アイヌ文化博物館周辺は平成30年度で工事が完了することから、二風谷地区のシンボルゾーンとして来訪者の増加が期待されます。博物館の周辺施設を一体的、有機的に活用し、多くの観光客等がアイヌ文化に触れていただけるよう取り組んでまいります。

これからは、観光情勢の変化に対応しつつインバウンド観光も視野に入れながら交流人口を増やし、波及効果として関連産業にも好影響を与えることができるよう今後も努力してまいります。

当町の観光振興には、観光協会の果たす役割が重要となることから、その組織のあり方や運営について協議をしてきたところであります

が、観光と商工の振興をさらに進める機構改革を検討し、観光協会の法人化に向けた協議と鶴川・沙流川流域による「広域連携DMO」構築に向けて候補法人の登録をすすめ、連携体制の強化を図ります。

また、平成29年度からリニューアルしたふるさと納税につきましては、自主財源の確保だけでなく、ふるさとへの貢献、返礼品による町の特産品のPRという効果も大きく、当初予算額を大幅に伸ばしました。

平成30年度は、WEB広告を利用した宣伝方法や返礼品などを創意工夫しながら、さらに特産品の開発や掘り起こしにも取り組み、多くの方から協力いただけるよう努めます。

日本百名山のひとつである幌尻岳は、観光資源として重要な認識を持って施設整備や登山者への条件整備を行ってまいりましたが、幌尻岳は、渡渉が魅力であると同時に事故の危険性もあることから、慎重、冷静な行動・判断が大事になってきます。平成29年には死亡事故が発生しており、危険を回避させるために額平川における渡渉時の事故防止に向けて、新たな立て看板の設置を行うとともに、ホームページにおいて事故例等を掲載する中で、登山者の注意喚起に努めるとともに、危険回避ルートの検討を引き続き関係機関と協議しながら進めてまいります。

また、シャトルバスの運行は、登山者に浸透してきましたので、交通事故などのないよう安全管理に努め、全国から集まる登山者に満足

をしていただけるよう対応してまいります。

「ニセウエコランド」は、森に包まれたパークゴルフ場のほかに、野生のホタルが飛び交うキャンプ場として、町内外から多くの利用者があります。

この恵まれた自然環境を次世代へしっかりと引き継ぐため、環境にやさしい施設運営に努めてまいります。

さらに、プロ野球「北海道日本ハムファイターズ」の「北海道179市町村応援大使2018年」で、中田翔選手と井口和朋選手が平取町の応援大使となりました。この機会を利用して様々な場面で町をPRしていけるよう取り組むとともにファイターズを応援していきたいと考えています。

第5 雇用対策について

過疎化の進行や雇用情勢の悪化に伴い、雇用の創出は喫緊の課題であります。

雇用環境改善、拡大を図るため、求人情報の提供やハローワーク等関係機関と連携のもと地域の特性を活かした雇用の創出に努めます。

また、「東胆振・日高・平取地域通年雇用促進支援協議会」と連携をしながら季節労働者の通年雇用促進と生活安定を図るとともに、国が今後実施する雇用対策については、的確な情報確保に努め、町内雇用の場の確保と地場資源を活用した産業の創造を積極的に進めてま

います。

勤労者生活安定資金については、制度活用の需要が多くあることから、継続して予算計上を行い、併せて労働講座等の開催についても支援してまいります。

Ⅲ. 快適に暮らせるまちづくり

第1 土地利用の促進について

土地利用については、移住・定住対策の一環として平成26年度に完成した二風谷分譲宅地「レラの里」の募集を開始していますが、平成30年度はこれを引き続き実施し、町内外向けとして宅地分譲地を募集していきます。また、現在改築工事が進められている国保病院の跡地や本町地区の公共施設などの配置計画について検討してまいります。

第2 生活基盤の整備について

道路施設は、日常生活や地域経済活動を支える身近な公共施設であり、町民が安全で安心して暮らせる地域づくりのため重要なものですが、損傷が目立ち改修や補修を必要とする路線が増大していることから、効率的かつ効果的な改修及び補修が必要となっています。

事業実施にあたっては、緊急度・優先度を十分勘案するとともに、投資的効果が高まる道路づくりと事業コストの縮減に取り組んでま

います。

平成30年度の町道整備につきましては、荷負市街線・川向学校シラウ川線・荷菜三浦分譲線の整備を引き続き実施し、新規事業として、振内岩知志線の擁壁改修に着手します。

道路、橋梁、付属施設の老朽化が進んでおり、維持管理費が増加しているため、効果的かつ効率的な維持管理・更新を目指し、町道の各施設の現状把握を行う点検を平成29年度に引き続き実施するとともに、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、緊急性の高い橋梁から順次補修してまいります。

河川整備については、安全な流路を確保するため、堆積土砂の除去を実施するとともに、老朽化した護岸の整備を進めます。

国道整備については、交通安全確保のため歩道設置及び局部改修、また災害防止のための道路横断管などの整備促進について、引き続き関係機関等に強く要請してまいります。

道道整備については、道道平取静内線貫気別市街地の拡幅事業が進められておりますが、早期完了に向け工事の推進を関係機関に強く要請するほか、宿主別振内停車場線拡幅改良事業の促進についても、関係機関等に強く要請してまいります。

交通ネットワークの整備については、町民の足の確保対策として、道南バスへの生活交通路線維持補助金を引き続き予算計上するとともに、地域公共交通の確保については、平取町地域公共交通活性化協

議会において検討を重ねてきた総合連携計画に基づき、本町、振内地区におけるデマンドバスの運行を行ってまいります。

現在、町内では、路線バス、デマンドバス、スクールバス、社会福祉バス、国保病院送迎バスなど様々な交通手段を講じておりますが、今までの取り組みの成果・課題を検証し、より効率的で住民の皆さんのニーズにあった交通体系の確立に向け、町全体として検討を行います。

当町では、平成21年度から光ファイバーによる高速通信網の整備に合わせ、地上デジタルテレビ放送の難視聴解消、ブロードバンドサービスの提供を可能なものとしてきたことにより、町内における情報通信の格差解消が図られてきましたので、今後、これらを活用した福祉、医療及び教育などの公共分野や、民間などでの有効活用がなされるよう検討してまいります。

なお、平成29年度に小平の亜別地区で携帯電話基地局を整備し、町内における携帯電話の不感地区が解消されましたので、今後は、通信環境の改善のため各通信事業者が実施する基地局整備等に協力してまいります。

上水道事業については、町民に安全で安心な水を安定的に供給するため、簡易水道施設の適切な維持管理を行うとともに、老朽化した配水管の更新については、将来に向け安定した給水ができるよう計画的に整備を進めるため、平成30年度においては、継続事業として貫気別地区の整備費を予算計上するとともに、量水器の更新についても、

計画に基づき所要の予算措置を講じ、安全で安心な飲料水の供給に努めます。

生活雑排水事業については、生活環境の向上と自然環境の保全に欠くことのできない事業でありますので、平成30年度は、本町地区の未整備区域に関する整備費を予算計上いたしました。

なお、合併処理浄化槽設置に対する助成を継続し、快適な居住環境創出と環境衛生の向上・水質保全のため、その普及を図ります。

平成27年度から始まった沙流川流域の洪水調整を主目的とする平取ダム建設事業は、平成29年7月にダム堤体の定礎式が行われ、工事が本格的に進められております。

今後も、流域住民の生命と財産を守るためのダム建設事業の早期完成を力強く訴えるほか、地元活用についても地域の商工業者とともに強く要請し、沙流川総合開発事業に伴うアイヌ文化環境保全対策事業についても、北海道開発局からの委託事業である「平取ダム地域文化調査業務」を柱に、引き続き取り組んでまいります。

また、平取ダム地域文化保全対策検討会における審議や、アイヌ文化の保全に関する地域的要望をふまえた対策案が開発局から示されていますので、町としても関係部門が連携・協力して具体化を目指します。

第3 町民生活の向上について

近年の犯罪は、振り込め詐欺に代表される高齢者や女性を狙った特殊詐欺が増加傾向にあるとともに、子どもや高齢者を狙った犯罪も多様化しており、私達の生活を脅かしています。

このことから、自主防犯意識を高め、町民一体となって安全で安心できる住みよい地域社会を実現するために「平取町生活安全条例」や「平取町暴力団の排除の推進に関する条例」を機軸とした犯罪のない安全で安心して暮らせるまちづくりを推進し、今後も、警察や防犯協会などと連携を密にしながら地域安全活動を進めて、事故や犯罪のない明るいまちづくりに努めます。

また、町民の安全確保と犯罪防止のために防犯灯や街路灯の役割は大きいことから、省エネによる環境への配慮や電気料のコスト削減に向けてLED化を一層推し進めるため、設置を希望する自治会に対し引き続き補助を行います。

交通安全対策については、町民や関係機関・各団体などとの緊密な連携のもと各種交通安全活動に取り組んできたところではありますが、残念ながら、平成29年度は、当町においてライダーの尊い命が犠牲となった交通事故が発生し、「死亡事故ゼロの日」が459日で途切れました。

悲惨な交通事故を撲滅するため、関係機関の協力のもと平成30年度も引き続き各種啓発活動を積極的に推進してまいります。

近年の道路交通事故における高齢者の死者数は、平成7年をピーク

に横ばいで推移していますが、全体に占める高齢者の割合は年々増加しています。

また、「飲酒運転根絶運動」を展開していますが、未だ飲酒運転に絡む悲惨な交通事故が全国的にあとを絶ちません。

このようなことから「高齢運転者事故防止」「飲酒運転根絶」「スピードダウン」「シートベルト全席着用」「自転車安全利用」「居眠り運転防止」「デイ・ライト」を重点目標とし、関係機関の協力を得ながら町民一人ひとりの心に訴える効果の高い運動を行い、交通事故の防止に努めます。

戦没者遺族への支援については、戦没者に対して、追悼の誠を捧げ、平和への誓いを新たにするため、引き続き「戦没者追悼式」を開催するとともに、遺族会の活動についても支援してまいります。

第4 防災体制について

近年は異常気象の影響によって、災害がいつ起きるかわからない状況となっています。防災対策については、災害発生時に迅速かつ的確な対策を行うことができるよう、「地域防災計画」に基づき、日頃から関係機関と密接な連携を図るとともに、平成29年5月に策定しました「沙流川平取地区タイムライン（事前防災行動計画）」が確実に実行できる体制を構築してまいります。

また、平成30年度に「防災ガイドマップ」を改訂し、全戸配布す

るための予算を計上したところですが、その活用のためのセミナーや災害図上訓練（D I G）なども併せて実施します。

さらに、緊急時には、携帯電話での避難情報を提供する「緊急速報メール」の活用などを通じた情報提供を行いますが、町内には防災行政無線が整備されていないことから、緊急時の情報伝達方法が課題となっているため、平成30年度において平取町の地形や状況に適した情報伝達システムについて検討してまいります。

また、万が一の災害に備え、避難所で使用する生活必需品を計画的に備蓄し、防災体制の充実に努めます。

治山・治水対策における平成30年度の補助営小規模治山事業については、昨年度に引き続き旭地区の「水口の沢」の流路を施工する計画としております。

過去の災害で、山からの土砂流出で農地等に被害をもたらしたことから、そのような山地災害等を未然に防止するため、治山施設について今後とも計画的な整備となるよう関係機関等に対し、強く要請してまいります。

第5 消防・救急体制について

消防については、平成29年の火災発生件数は5件、救急出場件数は257件、ドクターヘリ要請5件、防災ヘリの要請1件で、いずれも平成28年とほぼ同件数でしたが、幌尻岳の山岳遭難による死者3

名という事故が発生していることから、関係機関との訓練を重ね、救助体制の更なる充実強化を図ってまいります。

火災等の災害から町民の生命と財産を守るため、確実な現場活動を目指して老朽化した消防ポンプ自動車と火災防ぎょ資器材の更新を行い、消防施設等の充実強化に努めてまいります。

救急業務については、ドクターヘリ、北海道防災ヘリ、各医療機関との連携強化を図り、救急救命士及び救急隊員の研修・訓練を重ね、さらなる救命率の向上に努めてまいりますとともに、当町の妊婦に対する不安解消を目的として、平成28年10月から開始した妊婦の出産予定施設への救急搬送を行う「ママサポート119制度」を継続し、救急業務の充実を図ります。

平取消消防団については、減少傾向にある団員数の確保に向けた取り組みを行い、訓練等の実施を重ね、災害等における現場活動の向上と消防団の活性化と充実を目指してまいります。

第6 住宅の整備について

公営住宅については、相当数の住宅が老朽化し、建設年度が古い住宅では、耐用年数を超えているものもあります。

団地毎の老朽化の程度により住宅の建替事業を計画的に進めるとともに、公営住宅の長寿命化のため大規模改修、維持修繕を進め、安心して暮らせる住環境の改善を図ります。

「平取町住宅リフォーム促進事業」に基づく助成は、引き続き制度を継続するとともに、空き家の改修事業にも助成してまいります。

移住定住対策については、「地域おこし協力隊」事業や短期間滞在していただく「ちょっと暮らし」事業を継続して実施するとともに、平成26年度に創設した、民間の賃貸住宅の建設を促進するため、アパートなどの建設費を支援する「民間賃貸集合住宅整備費助成制度」を継続してまいります。

第7 環境対策について

当町は、日本一の清流「沙流川」が育んだ素晴らしい自然環境に恵まれ、安らぎと潤いのある生活や生産が営まれる自然と共生する町であります。

この恵まれた自然環境を破壊することなく、後世に引き継ぐことは、私たちの最大の使命であることを改めて認識し、町民の協力のもとに自然環境の保全と美化意識の向上に努めるとともに、「平取町新エネルギービジョン」及び「平取町バイオマス産業都市構想」に基づき、公共施設の燃焼設備のバイオマス化、各家庭等へのペレットストーブ、太陽光発電施設の普及などに、引き続き取り組んでまいります。

公衆衛生については、町民の健康の保持・向上、また、良好な環境を保つため、ごみの不法投棄の防止、並びに公衆トイレ等の維持管理に努め、各自治会で設置しているゴミステーションの老朽化に伴う、新

設費用の助成を平成30年度も引き続き実施するほか、一般廃棄物処理については、平取町外2町衛生施設組合におけるごみの排出抑制と資源化・リサイクル化により循環型社会の形成と推進に努めてまいります。

し尿及び汚泥処理については、胆振東部日高西部衛生施設組合の施設の老朽化が進行していることから、組合及び関係各町との連携を図りながら対応してまいります。

有害鳥獣駆除事業については、エゾシカ等による農林業被害が、シカ侵入防止柵等の効果により減少しつつありますが、依然として生息数の減少には至っておらず深刻化・広域化しており、交通事故も発生している状況にあります。

北海道が策定する「エゾシカ捕獲推進プラン」に基づき、猟友会沙流川支部と連携しながらヒグマ・エゾシカ等の捕獲対策・食資源等への有効活用を図ってまいります。

また、担い手確保対策として、狩猟免許取得に係る費用の助成を引き続き予算計上したところであります。

第8 景観・公園・緑地について

景観計画の推進については、審議会を通じ町民とともに豊かな水辺や緑の保全等に引き続き努めるとともに、沙流川の豊かな恵みの下に人々が営々と暮らしてきた「歴史と森・川が織りなす景観」をベースとした、重要文化的景観が現在7,478ヘクタールありますが、

今後は、追加選定について北海道森林管理局と協議を進め、その調査と普及啓発も進めてまいります。

また、基幹産業でもある森林・林業の再生と緑のダムとしての機能の充実、そして、アイヌの人々が先住民族と認められた現在、かつてのアイヌ民族のおかれてきた歴史的な経緯をふまえ、アイヌの人々の権利を尊重し、伝統文化振興・継承のため、自然素材等が安定的に供給され、しかも古（いにしえ）に数多くの物語が生まれ語り継がれる場となった、そのような森が育まれるようにと、平成23年4月に三井物産㈱と平成25年4月に北海道森林管理局と締結した協定は、北海道で最初のプロジェクトであり、社会的にも非常に期待の高いものとして注目されておりますので、引き続き関係機関と協議・連携し、具体的な施業について推進してまいります。

IV. みんなで歩む協働のまちづくり

第1 協働のまちづくり

住民が主体となり、地域コミュニティの活性化を図る取り組みとしての「町民税1%まちづくり事業」は、開始以来9年が経過しましたが、各団体においてユニークな事業が計画実施されており、共に創るまちづくりに相応しいものとなっています。

平成30年度においても、引き続き予算計上しましたので、さらにアイデアを重ねた事業が申請されることを期待しております。

町政への理解と信頼関係を深めるためにも、情報の共有は不可欠であり、町民が行政に関心を持っていただけるよう「広報びらとり」は、カラーページを増やし、紙面の充実と町民目線に立った情報の提供に努めます。

町のホームページは、行政の情報発信の手段として、今や重要な役割を担っていることから、町内外に対してより解りやすい情報提供ができるよう努めます。

また、町民との対話「ひざ・びらとり」についても、引き続き定期的に開催し、行政に対する町民一人ひとりのご意見・ご要望をいただき、その声を町政の運営に活かしてまいります。

第2 人権・男女共同参画について

女性や子ども、高齢者、障がい者、外国人など全ての人権が尊重されるよう、人権教育、啓発を推進するとともに、人権問題に関する相談体制の充実を図るとともに、平成28年度から実施している札幌弁護士会による無料法律相談の開設についても引き続き協力してまいります。

男女共同参画については、男女が社会の対等な構成員として、あらゆる分野において一人ひとりの個性と能力を発揮することができる意識の高揚とその実現にむけ環境整備を図ります。

第3 行政運営について

町の貴重な財源である国からの地方交付税交付金が減少する中、現下の地方財政を取り巻く環境は、益々厳しい状態が続いていますが、町民の多様なニーズに対応するためには将来負担の軽減と簡素で効率的な行財政運営を図る必要がありますので、行政と町民が果たす役割を明確にしながら、平成29年1月に策定した「第5次行財政改革大綱」を基軸として、この町を未来につなぐために持続可能な行財政の構築に努める行財政改革の方針を堅持しつつ、一方で、町民に対する行政サービスを低下させないよう町の組織機構や事務事業の見直しを行い、町民ニーズに効果的に対応できる組織づくりを目指します。

交通網の整備や情報通信技術の進歩により、町民の日常生活圏は町の境を超えて拡大しており、環境衛生・福祉・消防及び救急など多くの課題において、広域化が求められています。

当町は、どの町とも合併しない自立の道を堅持しながら、事務事業ごとに必要な広域行政のあり方について引き続き検討してまいります。

第4 財政運営について

財政健全化法に基づく健全化判断指標を公開し、これらを予算運営の指針としながら、子どもたちの未来のために、この町を必ず次の世代に引き継いで行くという強い意志を持って、健全な財政運営に更に

努めてまいります。

以上、平成30年度の町政執行にあたり、私の主な所信を申し上げました。

地方自治体を取りまく環境は、非常に厳しいものがありますが、職員が一丸となって効率的な財政運営と効果的な住民サービスを維持し、町民の生活の向上と、私たちの「ふるさと平取町」が未来に向かって、さらに大きく発展するよう、私は、町民の先頭に立って、力の限りを尽くす決意であります。

町民の皆様、町議会議員の皆様のなご一層のご理解とご協力を心からお願い申し上げます、「平成30年度町政執行方針」の結びといたします。